



来月から税の申告が始まります

市民税・都民税の申告は市役所へ(平成25年度)

申告期間

2月18日(月)～3月15日(金)

◆市民税課 ☎(☎042-460-9827)
(☎042-460-9828)

市民税・都民税の申告

□申告が必要な方

①平成25年1月1日現在、西東京市内に住所があり、平成24年中に所得のあった方

②平成25年1月1日現在、西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・事業所・家屋敷などがある方

③所得がない場合でも国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方

□給与所得者で次に該当する方

①勤務先から西東京市に給与支払報告書の提出がなかった方

②地代・家賃・原稿料・年金など、給与所得以外の収入のあった方

※給与所得または公的年金などの所得だけで、勤務先などより市へ支払報告書の提出をされた方でも、扶養親族や生命保険料などの控除が、支払報告書の内容から変更になる場合は申告が必要です。※所得税の確定申告書を税務署に提出される方は、市民税・都民税の申告の必要はありません。

◆申告用紙の郵送と配布

申告書は1月28日(月)に次の方へ発送予定です。

①昨年、市民税・都民税の申告書を提出された方

②昨年、西東京市に転入し、かつ国民健康保険に加入された方

市民税・都民税の申告が必要な方で、申告書が届かなかった方には、次の場所で配布します。

ところ	日程
田無庁舎	4階市民税課 2月1日(金)～15日(金)
	2階申告会場 2月18日(月)～3月15日(金)
保谷庁舎	1階市民課となり臨時窓口 2月1日(金)～3月8日(金)
	防災センター6階申告会場 3月11日(月)～15日(金)
柳橋・ひばりが丘駅前の各出張所	2月1日(金)～3月15日(金)

※土・日曜日、祝日を除く
※所得税の確定申告書も2月1日(金)から同窓口で配布します。

所得税の確定申告書は、国税庁HPからダウンロードすることや、国税庁HP内の「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。

国税庁HP <http://www.nta.go.jp/>

所得のなかった方も申告を

平成24年中に所得のなかった方も申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告、シルバーパス申請などに必要)、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定、老齢福祉年金等各種年金の支給、後期高齢者医療被保険者証の発行などの基礎資

料になりますので、申告書裏面の「所得(収入)のなかった方」欄や、申告書表面の該当箇所に記入し、提出してください。

申告の際、必要となるもの

①申告書、印鑑、筆記用具、計算機
②源泉徴収票など平成24年中の収入額がわかる書類

③下記の控除を受ける場合、
(A)国民健康保険料・後期高齢者医療保険料(保険年金課)、介護保険料(高齢者支援課)

(B)国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、医療費控除、寄附金控除

(A)の各控除を受ける場合は平成24年中に支払った金額を計算してあれば領収書などの控除証明書の添付は不要です。金額が不明な場合は、各担当課で平成24年中に支払った金額を確認できます。

(B)の各控除を受ける場合は、平成24年中に支払った金額がわかる控除証明書などの添付が必要です。

④医療費控除の申告には領収書原本を添付し、あらかじめ合計額を計算してお越してください。

⑤障害者手帳または認定書(障害のある方)

⑥申告者名義の銀行などの口座番号がわかるもの(所得税の還付申告の方)

※昨年確定申告をされた方は、その控えをお持ちいただくと相談などが速やかにできます。

※源泉徴収票や領収書などの添付書類の写しが必要な方は、あらかじめコピーを取ってください。

申告についての注意

①申告の期間を過ぎてから申告をした場合、課税決定が遅れ、課税・非課税証明書の発行の時期も遅れることとなります。また、普通徴収(個人納付)の場合は、納期限が過ぎてしまうと通常4回ある納期が減り、一度に納めていただく税額も多くなってしまいますので、お早めに申告をお願いします。

②所得税および市民税・都民税の源泉徴収がお済みの配当所得について申告を選択し、所得税の還付や市民税・都民税の控除を受ける場合でも、所得が増えたことにより、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料や介護保険料などが増額になる場合があります。

③医療費控除に添付していただく領収書は、平成24年1月1日～12月31日に支払われたものが対象となります。今年支払われた医療費は対象になりませんのでご注意ください。また、栄養ドリンクや日用品の購入費、インフルエンザの予防接種代などは医療費控除の対象外となります。

④配偶者やその他の親族の年金から差し引かれた介護保険料、後期高齢者医療保険料は、その方が支払われたものとなり、申告者の社会保険料控除の対象とすることはできません。ただし、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は、口座から振替により支払うことを選択できるので、その選択をして申告者の口座から振替により支払われた場合には申告者の社会保険料控除の計算に含めることができます。

⑤住宅ローン控除を受ける初年度は必ず税務署への確定申告が必要となります。田無および保谷庁舎の申告会場で相談をお受けすることはできません。

市でご相談・お預かりできる所得税の確定申告書は次のとおりです。

□提出のみの方

内容がすべて記入済みの申告書

□簡易な申告の方

給与所得者の還付申告や公的年金等の申告^{※2}

◆市でご相談できない所得税の確定申告

①青色申告の方、収支内訳書ができていない事業所得の申告および不動産所得の申告
②土地、建物および株式などの売却による譲渡所得の申告

③初めて住宅ローン控除を受けられる方の申告

④雑損控除や災害減免の申告

⑤相続または贈与などに係る生命(損害)保険契約などに基づく年金所得の申告

⑥平成23年分以前の過去の年分の申告^{※2}

上記①～⑥に該当する方、そのほか特殊な申告については、東村山税務署にご相談ください。なお、ご相談の必要がなく申告書の提出のみの場合は、上記の内容を問わずお預かりできます。

◆公的年金等の受給者の申告手続きが簡素化されました

1年間(1月1日～12月31日)の公的年金等の収入金額が400万円以下で、そのほかの所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました(所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です)。

ただし、上記により確定申告が不要となった方でも、市民税・都民税の算定に当たり「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある控除内容を変更・追加する場合には、市民税・都民税の申告が必要となります。なお、確定申告される方は、市民税・都民税の申告は不要です。

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

ところ	日程	受付時間	市民税・都民税の申告		所得税の確定申告	
			相談	提出のみ	相談	提出のみ
出張窓口	芝久保公民館	2月1日(金)	○	○	-	-
	下保谷福祉会館	2月4日(月)	○	○	-	-
	住吉会館ルピナス	2月5日(火)	○	○	-	-
	新町福祉会館	2月6日(水)	○	○	-	-
	ひばりが丘公民館	2月7日(木)	○	○	-	-
田無庁舎	2階展示コーナー	2月18日(月)～3月15日(金)	○	○	○	○
保谷庁舎	防災センター6階 ※税理士による 無料申告相談会	2月12日(火)～15日(金)	-	-	○	○
	1階市民課となり 臨時窓口	2月18日(月)～3月8日(金)	○	○	-	○
	防災センター6階	3月11日(月)～15日(金)	○	○	○	○

※税理士による無料申告相談会については、5ページをご覧ください。

※「提出のみ」は、内容がすべて記入済みの申告書をお預かりするものです。

※各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※受付初日と受付締め切り間際は、窓口が大変混み合います。混雑する時期を避けてご来場くださいますようお願いいたします。

※各会場へのご来場には、公共交通機関をご利用ください。

※土・日曜日を除きます。

□市民税・都民税の申告書は郵送でも受け付けています

郵送による場合は、申告書に必要な事項を記入のうえ、源泉徴収票や証明書類などを添付し、市民税課まで送付してください。申告書の「控え」部分の返送をご希望の方は、返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください(就学援助費の申請などで必要となる場合があります)。